

人身取引と日本の課題

中山暁雄

日本国際平和構築協会理事

元国際移住機関駐日代表

国際的な人の移動

- 国際移民(2020) 2億8,100万人 (世界人口の3.6%)
- 発展途上国への国際送金(2022) 6,260億ドル(前年比5%増加)
- 紛争や迫害により故郷を追われた人の数(2023年5月末時点) 1億1,000万人 (難民、庇護申請者、国内避難民など)
- 現代奴隷制の世界推計(2021) 5,000万人 (強制労働2,800万人、強制結婚2,200万人) 2016年の推計より1,000万人増加。移住労働者は強制労働の被害者になる可能性が高い。(罰則、暴力、脅迫、借金、身分証明書の没収などにより労働を強制される)。

様々な人の移動の形態

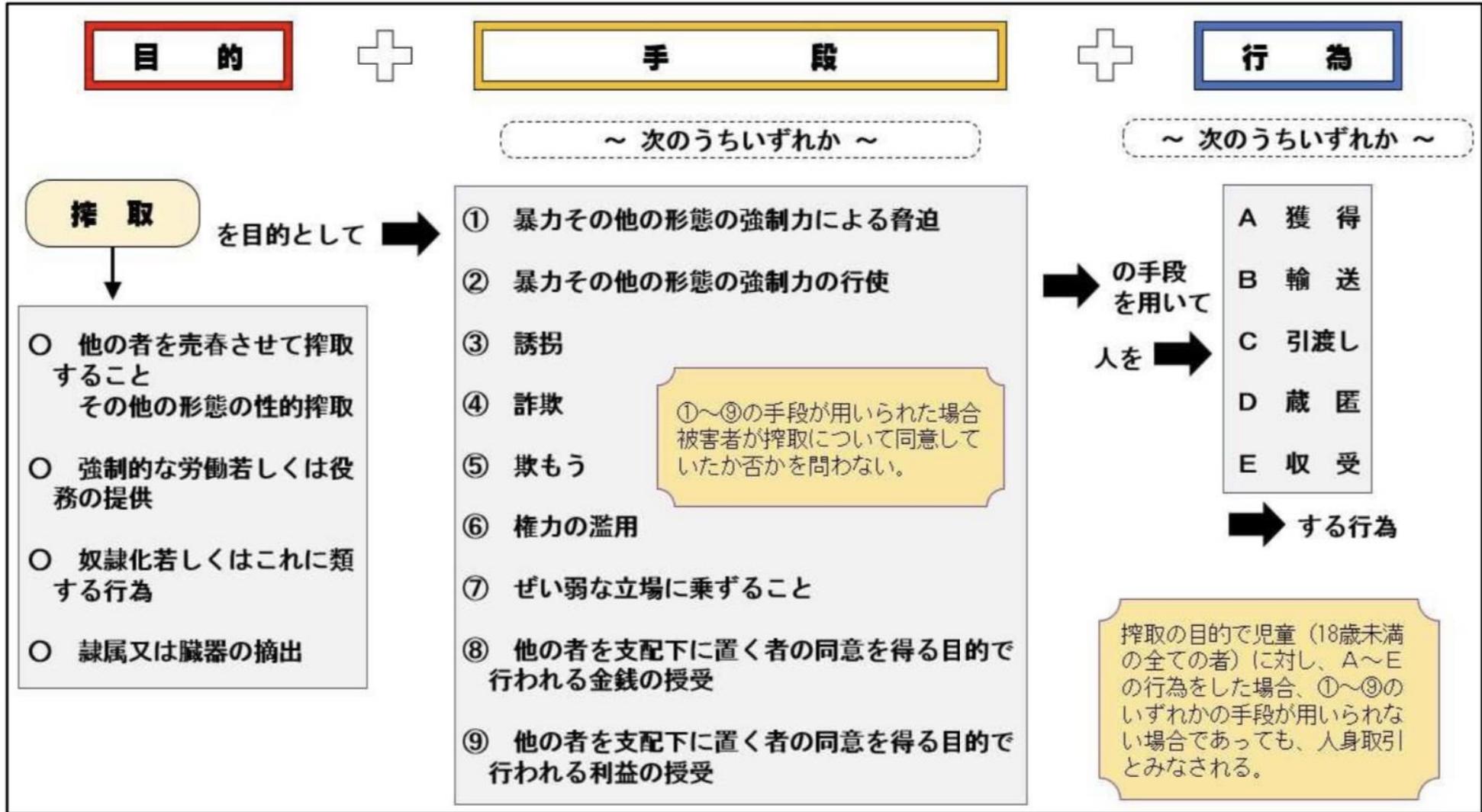
- 自発的移住：移住労働者、家族移民、留学生
- 非自発的移住・強制移住：難民/避難民、人身取引被害者
- 両者の境界線は不明確：例)ウクライナからの避難民（インド、アフリカからの留学生）、コロナ禍の影響
- 混合移住（mixed migration flow）
- 不正規移住（irregular migration）

人身取引の定義

【国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書】

（略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）

- 『人身取引』とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することをいう。搾取には、少なくとも他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- 搾取の目的で児童（18歳未満の者）を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することは、上記のいずれかの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。



「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 第3条 概要図」

SDGsと人の移動・人身取引



ターゲット 8.7
強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

人身取引被害者の送り出し国の状況

- 複合的人道危機と不正規な人の移動＝例）紛争地における国内避難民などが取るリスクの高い防衛反応（コーピングメカニズム）
- 正規・不正規の海外雇用斡旋業者による搾取＝多くの移住労働者が移住費用のため多額の借金を背負う
- 被害者を生み出す社会的背景＝家族の期待（親孝行、幼い兄弟姉妹への義務）
- 発展途上国における新たな被害の形態＝ミャンマー、カンボジア、ラオスでのネット詐欺集団によるアジアIT技術者の人身取引

日本における人身取引の状況

- バブル期に顕在化した『ジャパゆきさん』現象、2004年には興行ビザで来日するフィリピン人が8万人を越す。米国政府の人身取引報告書などによる批判を受け、同年日本政府が第一次人身取引対策行動計画を策定。2009年、2014年、2022年に各改訂版策定。
- 外国人被害者の認定、保護件数は近年減少傾向にある（コロナ禍の影響や被害実態の潜在化）
- 2021年には外国人技能実習機構(OTIT)がベトナム人技能実習生4人を人身取引被害者として認定、保護。
- 他方、日本人の被害者の認定、保護件数は近年増加傾向にある。

人身取引被害の形態(2021年)

- 日本人の被害は、暴行や脅迫を加えられ、又は借金を背負わされ返済のために売春を強要された事案
- 外国人の被害は、「興行」の在留資格で入国し、当初はダンサーとして契約したにもかかわらず、報酬は帰国時に支払うなどとしてほとんど支払われず、住居からの無断外出が禁じられた状態でホステスとして稼働させられた事案。
- 勧誘時の約束とは異なる労働条件で稼働を強制された労働搾取事案。
- 「技能実習」の在留資格で入国し、職場における暴行等が行われた労働搾取事案。

「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告:2021年)」(人身取引対策推進会議)
より

技能実習生が抱える多額の借金

表1：送出機関へ支払った費用総額の平均値（国籍別）

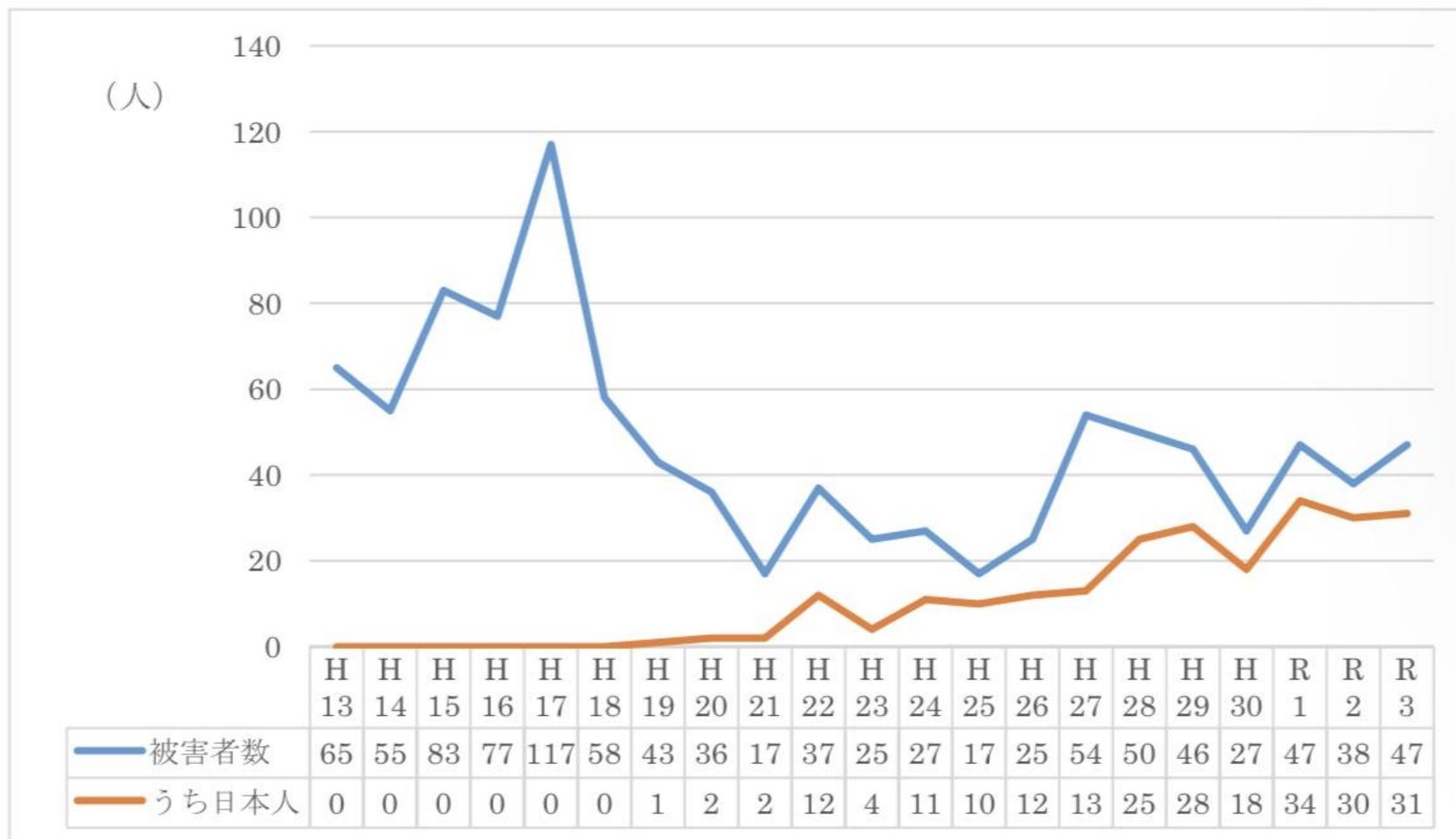
| 支払費用総額 | 平均値（円） | 【参考】母国通貨 |
|----------------|---------|------------------|
| ベトナム (n=632) | 656,014 | 130,006,700 (ドン) |
| 中国 (n=277) | 578,326 | 31,872 (元) |
| カンボジア (n=68) | 571,560 | 20,196,464 (リエル) |
| ミャンマー (n=80) | 287,405 | 4,432,520 (チャット) |
| インドネシア (n=242) | 231,412 | 28,661,357 (ルピア) |
| フィリピン (n=37) | 94,191 | 41,696 (ペソ) |
| 全体 (n=1,336) | 521,065 | — |

ベトナム出身の技能実習生の負担＝本国最低賃金の約26ヶ月分

カンボジア出身者＝本国最低賃金の約22ヶ月分

法務省「技能実習生の支払い費用に関する実態調査の結果について」

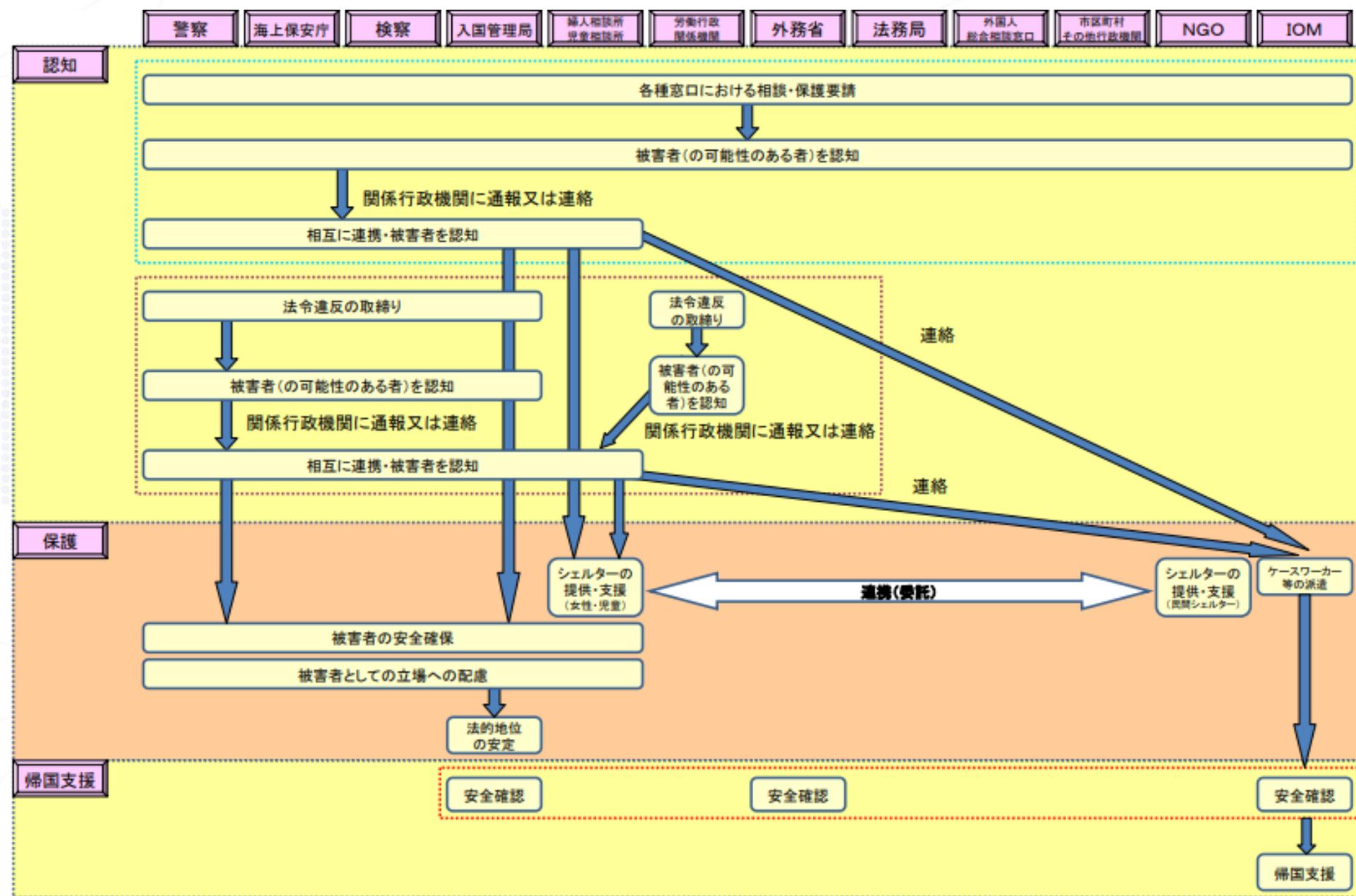
【図3】人身取引事犯の被害者数の推移
(平成13年～令和3年)



出典:「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告)」(人身取引対策推進会議)

日本における 被害者保護 の流れ (IOM駐日事務所 提供)

人身取引行動計画2014より



※ IOM は認知、保護、帰国支援の各段階において関係機関と連携

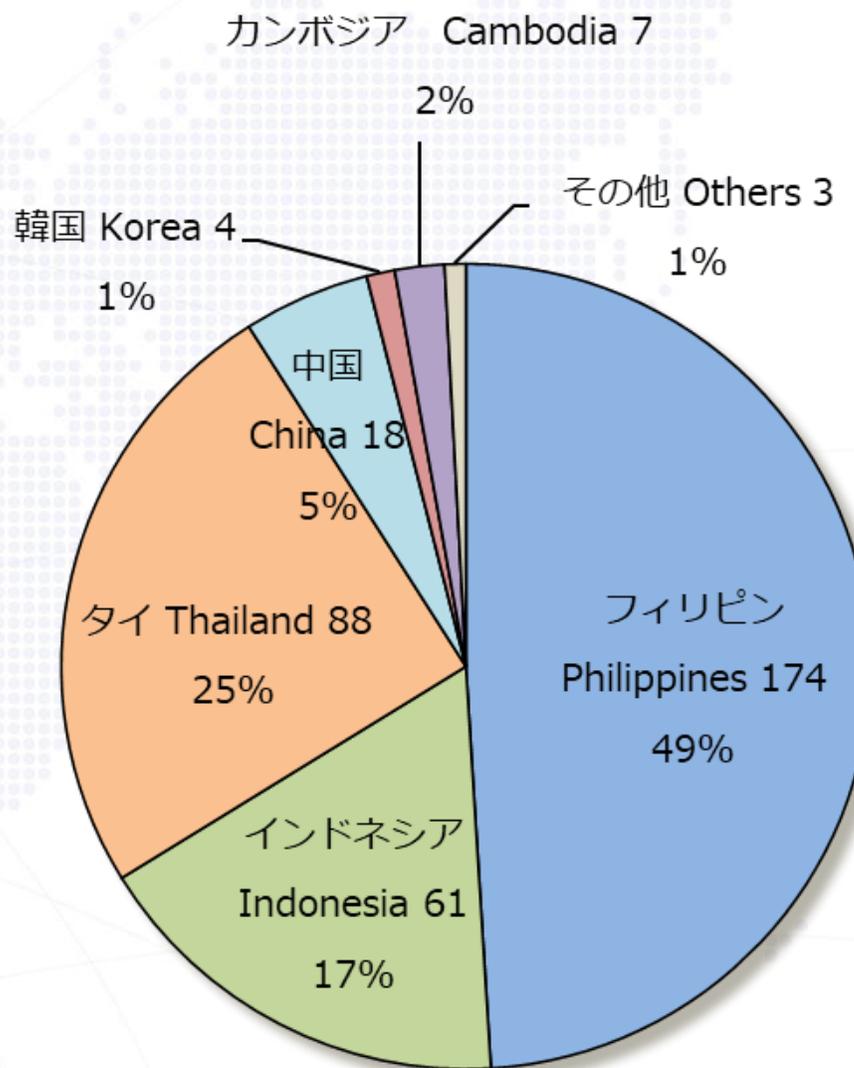
被害者支援実績データ（IOM駐日事務所提供）

Data on Assisted Victims

被害者の出身国 Countries of Origin

合計/Total: 355
女性 Female: 351
男性 Male: 4

2022年8月現在
As of August 2022

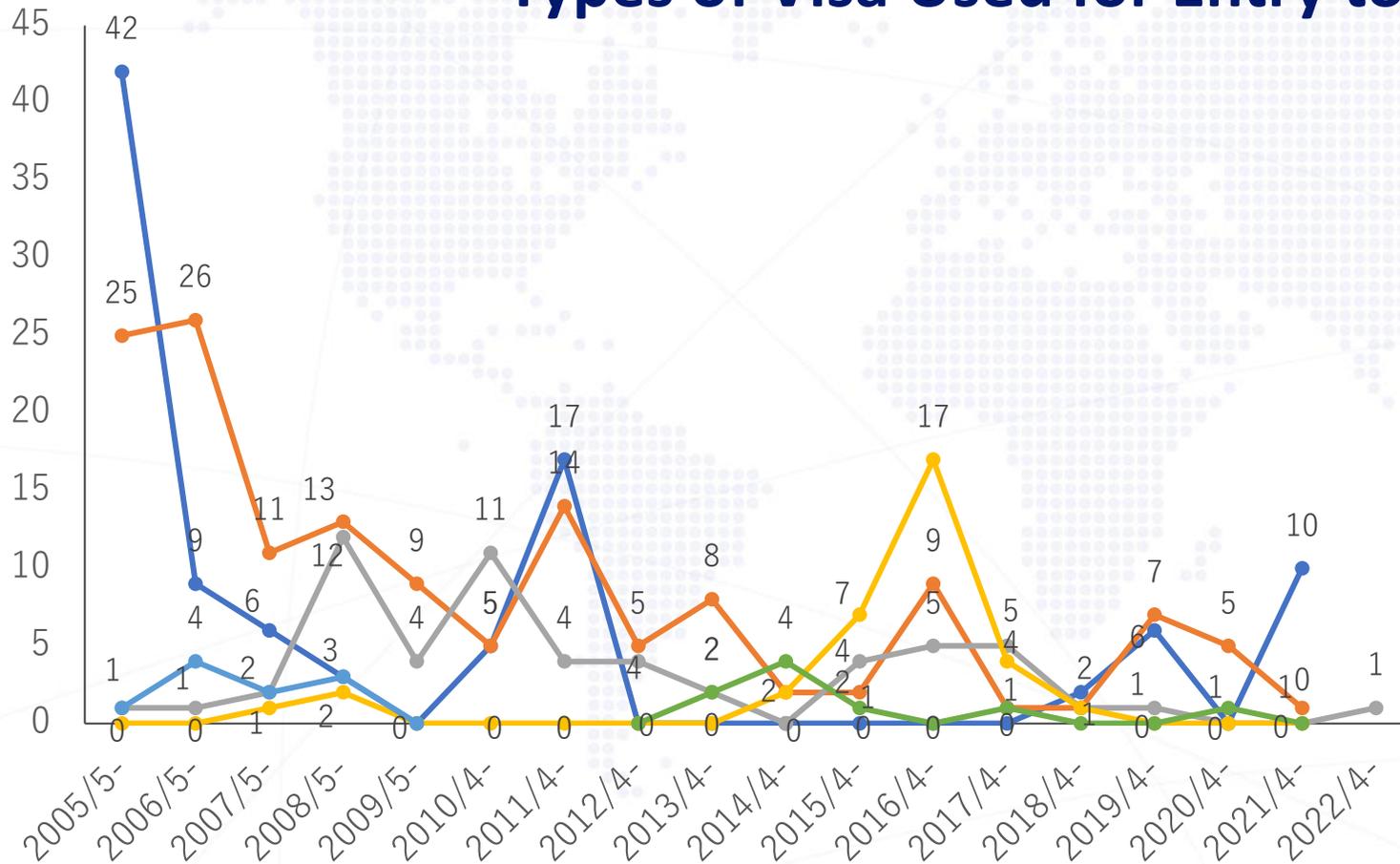


被害者支援実績データ (IOM駐日事務所提供)

Data on Assisted Victims

査証の種類

Types of Visa Used for Entry to Japan



合計/Total: 355



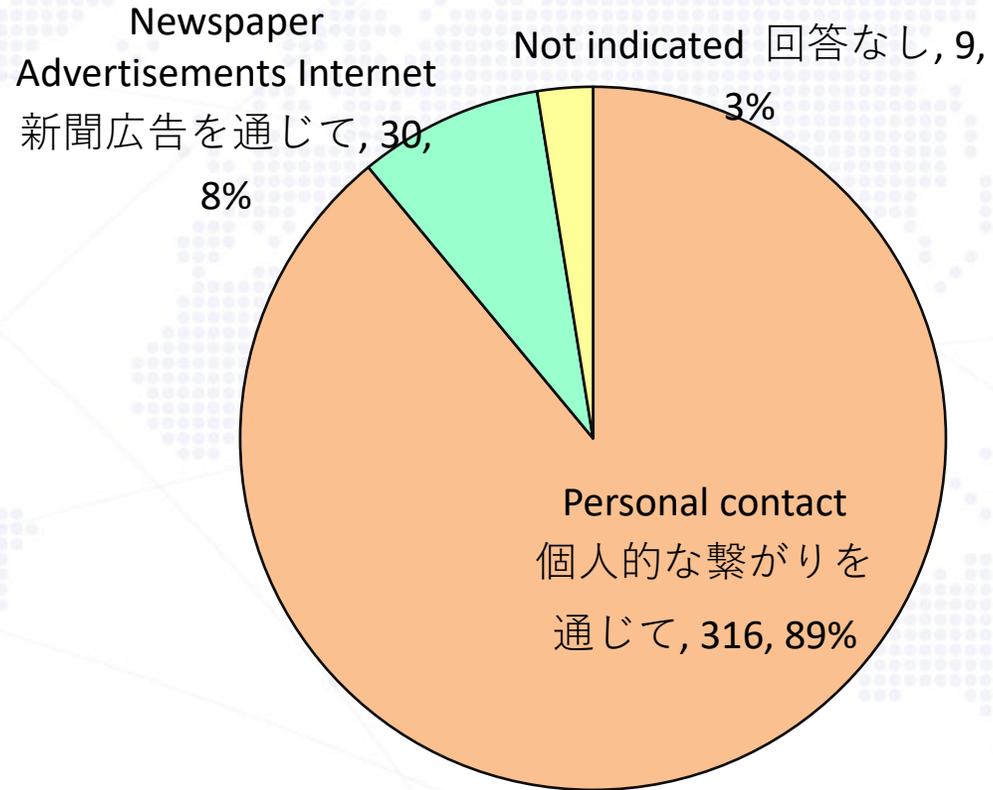
その他：人文・国際交流ビザ、日本国籍保持者、技能実習生等

Others: Humanities/International service visa, Japanese national, TITP visa etc.

被害者支援実績データ (IOM駐日事務所提供)

Data on Assisted Victims

勧誘経路 Recruitment Method



合計/Total: 355

人身取引対策の課題

- 4 Ps (保護、加害者の訴追、防止、パートナーシップ)に基づく包括的な人身取引対策を実施する全社会的取り組み (Whole of Society Approach)の促進
- 人身取引被害を生み出す‘需要’への対応
- 技能実習制度に代わる新たな制度とは？
- 民間セクターの積極的な役割 (例：サプライチェーンにおける強制労働、人身取引の撲滅)
- 人身取引を含む人の移動に配慮したODAの促進 (例：紛争、自然災害の被災者が直面する人身取引、危険な不正規移住のリスクへの対応、帰還民の社会再統合支援)